

## 令和2年度 第5回SD研修会報告（FD・SD合同）

内 容	障がいのある学生に対する配慮および支援
日 時	令和3年2月10日（水）13:30～14:30
場 所	オンデマンド方式で実施
講 師	宮崎大学障がい学生支援室 楠元 和美 准教授
進 行	樋口学生部長
出席者	Staff16人 Faculty16人（別紙参加者名簿）
議 事 内 容	
<p>宮崎大学障がい学生支援室の楠元 和美氏から、「障がいのある学生に対する配慮および支援」の資料を基に概要の説明を受けた。</p> <p>「障害者差別解消法」により、学びの機会保障は「善意」から「法令遵守」になった。基本的な考え方として①不当な差別的取り扱いの禁止②合理的配慮の不提供の禁止が、今回の見直しによって、私立大学等においてもいずれも法的義務となる状況になっている。</p> <p>合理的配慮とは、障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合の、負担になり過ぎない範囲の社会的障壁（①通行・利用しにくい施設・設備などの社会における事物など②利用しにくい制度など③障がいのある人の存在を意識していない慣習・文化など④障害のある方への偏見など）を取り除くために必要な便宜のことである。具体的にどうやって社会的障壁を取り除くかについて、人を環境に合わせる医学モデルと環境を人に合わせる社会モデル図や合理的配慮のイメージ図を使って詳細に説明された。</p> <p>合理的配慮のポイントは、①障害を理由に修学を断念することがないための機会の確保②受け入れ態勢・方針を示す情報公開③権利の主体が学生本人であるとの決定過程が大事で、学生本人の要望に基づいた調整と合意形成が必要になってくる。</p> <p>合理的配慮の決定手順には、障害のある学生からの申出や、学生本人の意思決定を尊重するための学生と大学等による建設的対話や、その他に内容決定の際に教育の目的・内容・評価の本質部分を変えないことや、決定内容についてのモニタリングを行うことなどが必要となる。</p> <p>合理的配慮と言えるには、①事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること②障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること③事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことが大事である。</p> <p>引き続き資料の中で、①肢体不自由②視覚障がい③聴覚障がい④内部障がい⑤発達障がいに対するコロナ禍前後の支援の実際の事例について詳細に話された。</p> <p>障がいのある学生が学ぶ意義としては、①社会参加により自分の居場所ができる②就労者の一員として社会に貢献できる③自己権利擁護を高める④障がいのある子供たちのロールモデルとなる⑤障がいのない人へのプラスの影響があるなどを挙げられ、障がいのある学生に教育を受ける機会を保障していただきたいことを強調された。</p> <p>最後に楠元氏より、コロナ禍の中で大変ですが、大人がコロナ禍で生じた障壁を工夫して乗り越えていく姿を学生は見ているので、障がいのある学生が差別されることなく修学できる教育の本質を再確認しながら質の高い教育を提供してもらい、将来の宮崎を担っていく若者の育成をよろしくお祈りしますと話された。</p>	